

# 原告陳述

2011年1月12日

佐藤和行

私は、この裁判の訴えを起こした原告の佐藤和行と申します。

私は、横浜市で、31年間、肢体不自由や言葉がでない重度重複の子ども達が、安全に生活できるようにと、教育施設の改善や養護学校新設などに教員として取り組んできました。

私は、この長年の教員勤務から、子ども達が物事の事実や一人一人の持ち味を大切に豊かに成長するためには、それを支える各学校の教職員の助け合い・支え合いや創意工夫の自由が大事だと思っています。

しかし、現在、全国の公立学校に、成果主義が導入されて、教職員の助け合い・支え合いがしにくくなって、学校の子どもの成長を支える力が弱くなっています。

最近のことですが、群馬県の小学校6年生の女の子が、いじめを苦にして、自殺する事件がありました。お母さんにプレゼントするために編んだマフラーを、カーテンレールに掛けて首をつった自殺でした。保護者は、何度も学校に相談していたのにと、涙ながらに訴えていました。学校側は、当初、そのお子さんが学級内で孤立していたことは認めながら、いじめの認識はないと否定しました。その後2週間程して、「いじめがあった」ことを認めました。

公立の学校に人事評価・成果主義が導入されて、先生方は、いじめ等学級でかかえている問題を、校長先生や同僚の先生方に相談しにくくなっています。相談すると、自分の勤務評価が下がるからです。校長先生も、自分の評価にもかかわるので、いじめ等の事実を隠そうとしたり、あるいは自殺との因果関係を否定しがちになります。「そのお子さんはどんな思いでいたのか」あるいは「今後どうしたらよいのか」ということより、最終的に「教育委員会に責任が及ばない」事に力点が置いてあるように感じられます。

子どもの本人の気持を大事にして、子ども達の成長を本当に支える教育を進めていくのが大切なのに、公立学校における人事評価・成果主義は却ってそれを阻害しています。

神奈川県・横浜市の教育公務職場（学校）においては、2008年度から「勤務成績に応じて」と称して、勤勉手当成績率と昇級に勤務評価が反映されるようになりました。

しかし、明確な評価基準がないので、各教職員の勤務評価が恣意的にもでき、あるいは結果的に主観的にならざるをえないシステムになっています。子ども達の成長につながる教育をしていても、教育委員会等の意向に反対であれば、最悪の場合は分限免職（解雇）になります。

そういう制度においても、より恣意的に運用されないようにと願って、横浜市教育公務員の勤勉手当成績率の決定に際して、横浜市教育委員会に提出される各学校の「勤務成績に関する報告及び意見（内申）調書」の情報公開請求をしました。2008年度の情報開示では、各学校の校長が、採用されている目標管理手法について十分に理解しないまま、勤務評価をしている実態が明らかになったので、改善を市教育委員会に申し入れました。

2009年度6月の勤勉手当についても、同様の情報公開請求を行いました。今度は、市教育委員会は、同じ請求であるのに、実質「全部非開示」にしました。

これでは、教職員の勤務評価についても、また国民の税金と県民の税金とで支給されている横浜市教育公務員の人件費1500億円余についても、闇の中で、恣意的に主観的になんともできることになります。折りしも、2009年度には、神奈川県で14億円、横浜市で3億円程の不正経理があったことが、新聞等で報道されています。

教育委員会にとっても、必要な情報は公開して、市民に支えられた形で一緒に教育が進めれることは、たいへん良いことだと思います。

ぜひ、この裁判では、子ども達や保護者の方々そして教職員の声を受けとめて慎重に審理して、2008年度と同様の開示を認める公正判決を出されるよう、よろしくお願いします。